

第33回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年3月6日(月)午後1時30分より、第33回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第4号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	4番 中林 和夫	5番 山崎 省吾
6番 井内 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一
11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	14番 山本 晃一郎	

(欠席委員)

3番 徳田 明子	7番 多羅尾 英樹	13番 水主 哲寛
----------	-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司

(事務局)

澤田 局長	奥田 次長	清水(囑託)	村田(囑託)	岸本(囑託)
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は徳田委員、多羅尾委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしておりますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 3 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、井内委員、中西委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、北浦委員、井内委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲渡人は高齢・疾病により耕作が困難なため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転するもので、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北浦委員	<p>報告します。去る 2 月 2 7 日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の小倉町 の利用状況につきましては、以前はネギを植えておられた畑だったように思いますが、現在は田としてすいて、ちゃんとされておりました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の設定で、利用権設定後はネギを栽培される予定です。期間は2年間となります。</p> <p>番号2につきましては、農地中間管理事業により、京都府農業会議を介して新規の利用権を設定するものです。</p> <p>マッチングについては、令和4年11月30日開催の連絡調整会議において、「農地中間管理事業に係る宇治市での基本的な考え方」に基づき優先順位が決定され、現耕作者として優先順位1位の借受希望者とのマッチングが成立したものでございます。期間は5年間となっております。</p> <p>以上2件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北浦委員	<p>報告します。去る2月27日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況につきましては、田をすいてちゃんとされていました。</p> <p>番号2の小倉町 の利用状況につきましては、田をすいてちゃんとされ</p>

	<p>ていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
井内委員	<p>報告します。去る2月27日、事務局の案内で北浦委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町、及び の利用状況につきましては、田で、耕してきれいに整備されていました。</p> <p>番号2の槇島町及び の利用状況につきましては、畑で、ビニールハウスが1棟ありました。ビニールハウスの中には野菜が植わっており、その周りは野菜を収穫した跡がありました。</p> <p>槇島町 の利用状況につきましては、畑で、エンドウ豆やタマネギ等の野菜が植わっていました。</p>

	<p>槇島町 の利用状況につきましては、田で、きれいに耕されていました。 小倉町 の利用状況につきましては、田で、きれいに耕されていました。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第4号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>次 長</p>	<p>それでは、「第4号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の「資料(改訂方針) 宇治市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の改定について」をご覧ください。</p> <p>令和2年度に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改定したところですが、何故今回、新たに改定しなければならないのか説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定では、今までは指針の策定を努力義務としてきましたが、昨年可決されました「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、必須業務として必ず作るように改正されました。それが今年の4月1日から施行されることとなります。</p> <p>当農業委員会の指針については、令和5年4月1日が目標となっており、改正法が施行された時点では指針がない状態となります。京都府農業会議からも指針は必ず定めるよう連絡があり、今回必要最小限度の改定を行うことで対応させていただきたく存じます。</p> <p>指針の中で、農業委員会独自の目標設定ができない「京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の担い手への農地利用集積につきましては、国基準または京都府基準で定めることと示されています。集積率に関する国の基準は8</p>

	<p>0%以上、京都府の基準は令和5年度に37%となっています。現在、宇治市の実績は26.3%であり、令和5年4月の目標は35.0%に設定されておりました。国の基準である80%という目標を達成することは到底不可能ですので、より宇治市の実態に近い京都府の基準である、令和5年度に37%という目標を設定する案にいたしました。</p> <p>その他の目標につきましては、目標年度を1年間延長することで対応いたしたく存じます。現在は令和5年4月1日となっておりますが、年度末の令和6年3月31日を最終目標地点に設定することで、今年4月1日施行の新法に対応した形で改定をしていきたいと思っております。</p> <p>なお、京都府の基準につきましては、令和5年度中に再度改定があります。次の目標年度はその数値に合わせる形で改定する必要がございますので、ご了承いただきますよう宜しくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>この改定案の中身については説明しないんですか。</p>
局長	<p>資料を開いていただきますと、現在の指針から改定案として見え消しになっているものをお付けしています。この見え消し前のものは現行の指針となっております。見え消し後の内容は議案の文面となっております。一部地域計画の関係等で文面を修正している箇所はありますが、主な変更点としては、先ほど次長より説明しましたように、集積率の目標の数値と、目標を令和5年4月1日から令和6年3月31日にした部分となります。現在の指針から内容が大きく変更されるものではございません。</p> <p>なお、農業委員会は当該指針に沿って最適化活動を行う位置付けになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>遊休農地の発生防止・解消について、遊休農地の割合が目標は0%になっていますが、これは0%を目指してがんばるということですよ。</p>
局長	<p>そうです。</p>
議長	<p>がんばります、というのはそれで良いですが、具体的にどんなことをして減らしていくんでしょうか。本当に0%にできるんでしょうか。</p>

<p>局 長</p>	<p>基本的には、今まで通り農業委員さんと推進委員さんに農地パトロールをしていただいたり、農地利用状況調査に事務局とともに回っていただいたり、耕作してくださいと指導を行ったりということが続けていくことになります。一方で、再生不能な農地は非農地判断をするということになっております。</p> <p>過去においては、遊休農地という枠の中で、今非農地と判断しているような土地等も分類されていたところもありましたが、再生不能なものは非農地とし、再生可能なものは耕作していただくということをこれまで以上に徹底して0%を目指すというものになります。非農地として諦めた農地もありますが、委員の皆さんには引き続きパトロールや、農地を手放したい方や貸したいといった耕作が難しい方への利用調整のあっせん・紹介を、これまで以上にやっていただけたらと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>荒廃農地を非農地として整理するから、その分は数値から外れるということですね。</p>
<p>中西委員</p>	<p>全部非農地にしてしまうから、遊休農地はなくなるということですよ。</p>
<p>局 長</p>	<p>この間、判断基準が明確になってきたということだと思えます。農地部会さんに回っていただいて、ここ4、5年ほどでかなりたくさんの方の面積を非農地判断してもらっております。しかしあくまでも再生不能な農地ということなので、再生可能な農地については、耕作してもらえるように本人に指導したり、借りてやっていただける方を探したりといった活動を進めていただくことになります。</p>
<p>議 長</p>	<p>新規参入の目標について、個人が23人、法人は7法人とのことですが、これに向かって努力しないとダメですよ、ということなんですね。</p>
<p>局 長</p>	<p>新規参入に関する農業委員会の役割といいますと、就農された方がいらっしゃったら、その方に農業を続けてもらえるようにフォローしていただくことであったり、就農してみたいという方がいらっしゃったら事務局や農林茶業課に紹介していただいて、新規就農に繋げるといった活動を皆さんにはお願いしたいと思っております。</p> <p>改定案5ページの「農業委員会のフォローアップ活動について」に、「農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担います。」と記載されておりますが、そういったことが委員さんの大きな役割になってくるかと思えます。</p> <p>新規就農希望の方が事務局に連絡してこられた際は、農地のあっせんをできな</p>

	<p>いか確認したり、農林茶業課で幾つか新規就農者への支援制度がございますので、一緒になって対応させてもらってる状況です。</p>
山本委員	<p>会長も仰られていましたが、新規参入目標が個人で23人、法人は7法人、取得面積が合わせて9.5haというのは、どう考えても現実的に難しいのではないのでしょうか。厳しい状況にあるのは宇治だけではないと思います。努力目標だから目標に到達しなくとも頑張りました、で済むことなら良いですが、絵に描いた餅だと感じます。</p>
局長	<p>目標値自体は今回変えたわけではなく、現行の目標値ですので、今回の改定で引き下げるとことはなかなか難しいかと思えます。</p>
山本委員	<p>目標の令和6年3月といえば、もう11か月先になりますね。そこまでに個人23人は厳しいですね。</p>
今村委員	<p>現時点では11人いるということですか。</p>
局長	<p>令和2年4月時点では11人参入している状態です。</p>
今村委員	<p>じゃあ今はもうちょっといらっしゃるんですね。</p>
議長	<p>全員新規就農の補助金をもらっているんですか。</p>
次長	<p>全員が受けているわけではありません。例えば、就農前に会社勤めされていて収入要件で基準を超えているために受けられなかったという方もいらっしゃいます。</p>
中林委員	<p>農家の後継者だったら親の収入で基準を超えていると補助金を受けられないと思うんですが、新規参入数に息子は入っているんですか。</p>
次長	<p>後継者は入っていません。</p>
議長	<p>後継者は入っていないのに11人もいらっしゃるんですか。</p>
今村委員	<p>11人の中にはやめた人もいるかもしれません。</p>

議長	平成29年に立てた目標でもう5年経ち、更に1年延ばすんですよね。23人になるように皆さんで努力していきましょう。目標に届かなくても罰則はないんですよ。
次長	現状はありません。あくまで自分たちの目標になります。将来的にどうなるかは国の動向次第です。 罰則ではありませんが、毎年度当初に一年間の計画を発表します。その目標に向かってどれだけ実績が積みあがったかということで、農業委員会の交付金が増減するという仕組みが令和4年度から始まっております。
議長	新規就農に年齢制限はありますか。
次長	特に設けておりません。
議長	60歳で始めるという方も新規参入数には入ってるんですか。
次長	年齢問わず含めております。
議長	要件に合わず補助金がもらえないような新規参入者にも、他で補填するような制度はあるのでしょうか。
次長	農林茶業課で確認しないことには、農業委員会では分かりかねます。ただ、もともとある補助金に宇治市が上乘せを行っているものが多いとは聞いております。
議長	しかし、補助金をもらって5年農業をして、補助金がなくなったら自分の収入だけでは食べていけないからやめてしまう人もわりといるんじゃないでしょうか。
次長	今のところ、新規参入者の中で当てはまる方はいらっしゃいません。少し懸念のある方もいらっしゃいましたが、農林茶業課が接触し、営農を続けていくと意思確認はされています。
議長	補助金をもらって新規で始めて、やっぱり無理だとリタイアする人もいると思うんです。それよりも親元でやっている人にもっと補助金を出してあげてほしいと思います。後継者が補助金を受けようと思うと、親と所帯を別にしないといけ

	<p>ません。それでももらえない人が沢山います。そういう人にもっと補助してあげた方が、まったくの新規参入者よりも残る可能性が高いと思います。親の後を継いだ人には何らメリットがありません。後継者にこそ何かしら補助を出して、より農業に定着するようにしてあげた方が良いのではないかと思います。新規就農者は設備投資しようにも財力もないので難しいです。親元なら設備も整っているの、リタイアする確率が少ないです。</p> <p>目標についてはこれで宜しいですか。</p>
山本委員	<p>罰則もありませんし、とりあえず良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>目標に向かって努力していきましょう。</p>
小島委員	<p>白川で茶畑をすると新規参入された方がいらっしゃいますが、山裾でかなり山水が流れてくるとのことで、かなり悪戦苦闘されています。一か所は大分整地できましたが、三段くらいある農地の内、一反もまだ整っていない状況です。なかなか簡単にいかないみたいです。他県で研修されていましたが、そちらとはまた土の質も違うかと思います。砂地と粘土質のところがありますが、山裾で粘土質のところになると排水が大変なことになります。</p>
議長	<p>粘土質のところはそんなに質が違うんですか。</p>
小島委員	<p>城陽の方から砂地がずっとあって、白川の本通りを挟んで東側はもう粘土質になっています。岩が混ざったところもあり、あの辺はちょうど異なる土質の境目になります。碾茶なら砂地のほうが色が良く、粘土質のところだと黒っぽくなります。その代わり、味は濃く仕上がります。</p>
局長	<p>目標については宜しいですか。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」は、議案のとおり「決定すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>

<p>局 長</p>	<p>それでは「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、昭和48年頃、農地法を知らずに宅地として整備され、今日まで使用されているもので、顛末書が提出されております。</p> <p>番号2につきましては、昭和55年10月以降、農地法を知らずに共同住宅や倉庫、駐車場を整備し、今日まで使用されているもので、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
<p>中西委員</p>	<p>番号1と2、どちらもどうして今頃になって出てきたんでしょうか。売りに出そうとして分かったのか、理由は分かりますか。</p>
<p>多田委員</p>	<p>番号1は隣で生産緑地を外したからでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>理由は分かりませんが、銀行から資金を貸してもらおうとしたら、農地だったため借りられなかったというパターンも多いようです。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後2時14分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____